

被災された皆さまの復旧を支援しています

災害廃棄物の処理

本年8月の豪雨災害により浸水し使用できなくなった家財などは、緊急的に家の敷地等に出していただくようお願いいたします。町内事業者が順次回収に伺います。

▼直接搬入する場合

八郎湖周辺クリーンセンター(男鹿市)へ、災害廃棄物を搬入することができます。その際は、町住民生活課への申請が必要となります。

※ごみの回収時や搬入の際は、各自で分別をお願いします。

町住民生活課(☎852・5112)

り災証明・被災証明の申請を受け付けています

本年8月の豪雨災害により浸水等の被害を受けた方を対象に、消防署で「り災証明書」、「被災証明書」の申請を受け付けます。

り災証明書は、住家の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出に

より、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。

被災証明書は、住家以外の建物や家財道具などの被害について、被災写真に基づき、災害の事実を証明する書類です。

詳細は、町消防署へお問い合わせください。

町消防署(☎852・2028)

固定資産税の一部減免

本年8月の豪雨災害により被害を受けた方は、被害の状況により固定資産税が減免となる場合があります。

町では現在、居宅の浸水被害の状況について情報収集を行っておりますが、その状態によって納期未到来部分について一定額の減免を受けることができます。

減免を受けられる場合は申請が必要となりますが、対象となる方へは町税務課から通知します。

また今後、被害の状況が新たに判明

した場合などは随時対応します。

※申請書には、浸水の状況が確認できる建物内部の写真を添付されまると、減免割合認定の際の参考となります。

町税務課(☎852・5144)

水道料金と下水道使用料の減免

本年8月の豪雨災害により被害を受けた方への支援措置として、次のとおり水道料金と下水道料金の減免を実施します。

▼減免対象者

浸水被害を受けた世帯

▼減免額

9月請求分(8月使用分)の水道料金および下水道使用量の全額を免除

▼申請に必要なもの

災害時の水道料金および下水道使用料減免申請書

▼申請期限 9月30日(金)

町建設課上下水道担当

(☎852・5133、5263)

住宅リフォームを補助

本年8月の豪雨により住宅が被災された方を対象に住宅のリフォームを補助します。

▼対象

半壊または床上浸水以上の住宅被害を受けた方

※り災証明書を添付してください

▼補助対象工事

①③すべてを満たすもの

①大雨に起因する被害か所の原形復旧を目的とする工事

②町内に店舗を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの

③補助対象工事費が50万円以上(税込み)のもの

▼補助金額

補助対象工事費の5割、上限8万円

秋田県でも同様の補助事業を実施しています。県の補助金額は補助対象工事費の10割、上限8万円で、町と県の両方の申請が可能です。

町・町リフォーム補助 町建設課

建設担当(☎852・5252)

●県リフォーム補助 秋田地域振興局建築課(☎860・3491)

水害時の衛生対策

床上・床下浸水後は、食中毒や感染症が発生しやすくなります。特に感染症予防のためには清掃と乾燥が最も重要です。

▼床下浸水、敷地内の消毒

し尿層や氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下等の消毒です。

希望される場合は、消石灰を配布します。消石灰を散布する時は、手袋とマスクを装着し目に入らないよう注意して下さい。

▼床上浸水

屋内の泥の除去、水での洗浄、雑巾等での水拭き乾燥後に消毒が可能になります。消毒可能となった方は町健康福祉課にご連絡ください。

町健康福祉課(☎852・5180)

ありがとう 広がる支援・応援の輪

現在、町には国・県の職員や多くのボランティアが駆け付け、災害からの復旧・支援活動を行っています。

また、多くの個人・団体から支援金や炊き出しなどのご支援・ご協力をいただいております。



3



2



1



6



5



4



9



8



7

1・2県内各地から「災害ボランティア」の方々現地へ連日駆けつけ、泥よせや使えなくなった家財の運搬など、支援活動を実施しています 3石井国土交通副大臣や金田衆議院議員、佐竹知事、国土交通省職員らが復旧に向け内川の現地を視察 4ふるさと五城目会の高澤博彦会長から渡邊町長へ見舞金を手渡していただきました 5五城目町、八郎湖町、井川町、大湯村で組織する県道改良整備期成同盟会からも県知事に復旧支援を緊急要望 6岩手県大槌町のソーシャル・ネイチャー・ワークスの社員5人が災害ボランティアや被災された皆さんにニホンジカの串カツやかき氷、フランクフルトを提供 7災害ボランティアや地域の皆さんにかき氷を振る舞う伊藤萬治郎さん(85歳・新畑町) 8本年3月に復活した湯の越温泉(内川浅見内)は、被災された方や災害ボランティアに乳白色のイオウ温泉の入浴を無料で提供 9宮城県の社団法人日本カーシェアリング協会は秋田信用金庫五城目支店を通じて内川地区住民に軽自動車3台を貸し出す

災害支援金を受け付けています

本年8月の豪雨災害による被災に対し、町では災害復旧や被災者支援を目的としたふるさと納税(災害支援)および寄附金(災害支援)を受け付けています。

ふるさと納税サイトを活用した寄附金は8月25日現在、92件、1,101,500円の寄附をいただいております。皆さまの温かいご支援をお願いします。

※右のQRコードから、支援金受け付けのページへアクセスできます。



●ふるさと納税(災害支援)

町まちづくり課(☎852・5352)

●寄附金(災害支援)

町総務課(☎852・5332)